

第3章 特殊災害の応急対策

ライフライン施設等の応急対策

第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力の応急復旧計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

第1．人員及び復旧資材等の準備並び状況

1. 非常災害の発生するおそれのある場合は、全員出動の体制をとり待機するとともに、取引会社所有の車両についても待機を依頼する。
2. 電柱、電線等の主要資材は、台風時期等には状況により復旧用資材として事前に調達する。

第2．機動力の確保

災害発生のおそれがある場合は、九州電力車両はすべて動員体制をとり、待機するとともに取引会社所有の車両についても待機を依頼する。また状況によって運送会社等に連絡し車両の動員を依頼するとともに、県又は町に対し応援あつせんを依頼する。

第3．通信線の確保と情報収集伝達

1. 通信線の確保

通信線の確保は平常時はもちろん、災害時には重要であるので、主要通信回線は無線及び小規模衛生通信システム等をもって構成し、通信回線の確保を図る。

2. 外部の通信網との協力

社内保安電話不通時を考慮し、非常通話電話に加入し、これの利用による通信確保のほか九州地方非常通信協議会の一員として、NTT、警察等の各機関の協力を求め、非常時の通信連絡に対処する。

3. 情報の収集伝達

非常災害対策部は、県及び瀬戸内町災害対策本部並びに名瀬測候所と常に連絡を密にし、情報の交換に努め、気象状況、被害状況等必要な情報はすべて情報連絡体制により末端機関まで伝達する。

第4．施設の復旧順位

1．電力供給設備の復旧順位

設備の復旧順位として、まずお客様への電力供給の確保を第一として順位を決めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、非常災害対策部において電力の需要状況及び施設復旧の難易とその効果等から総合的に判断して、重点的に復旧工事を実施する。

2．お客様への電力供給の順位

供給に支障が生じた場合は極力早期復旧に努め、できるだけ並列に復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は災害の復旧及び民生の安定に影響の大きい官公署、交通及び通信機関、病院及び工場の保安電力等、緊急を要する負荷を優先的に復旧に努める。

第5．広報活動

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- 1．垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- 2．浸水家庭については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- 3．外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第2節 ガス施設の応急対策

本計画は、災害発生に際し、ガス災害に対する住民の保護とガスの供給の確保するための応急対策の円滑な推進を図るため定めるものである。

第1．液化ガス施設応急対策計画（社団法人 鹿児島県LPガス協会大島支部）

1．連絡体制

- （1）液化ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。
- （2）支部長は連絡を受けたときは、県、町、消防機関、警察に連絡するとともに会長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- （3）休日又は夜間における連絡は、消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2．出動体制

- （1）販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に直行し応急対処にあたるものとする。
- （2）前項の通報があっても特別な事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- （3）供給販売店等は、事故の状況により消防機関に出動が必要であると判断したときは、速やかに所管の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れを止める。

(4) 支部長及び地区代表者は、前項の要請があったときは直ちに出勤班を編成し、出勤人員、日時、場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。

(5) 販売店は供給販売店等からの応援出勤の依頼を受け、また支部長及び地区代表者からの出勤の指示があったときは、いつでも出勤できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備し、待機するものとする。

3. 出勤条件

(1) 出勤にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとする。特に市街地においては概ね15分以内に到着するようにする。

(2) 出勤者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。

(3) 出勤者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

(4) 出勤の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4. 事故の処理

(1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

(2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5. 関係機関との連携

(1) 支部長は事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県、市、消防機関、警察と連携をとり事故対策について調整を図るものとする。

(2) 支部長及び地区代表者は消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡通報、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6. 報告

(1) 供給販売店は事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県消防防災課に提出する。

(2) 支部長は他の販売店に応援出勤を指示し、又は自ら出勤したときは出勤日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7. 周知の方法

(1) 協会大島支部及び販売店は消費者等に対し、事故が発生したときの通報の方法を文書により周知させておく。

8. 安全管理

(1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。

(2) 支部長は応援のため出勤する販売店に対し、安全管理に万全の留意を払うように指導しなければならない。

第2. 都市ガス施設災害応急対策計画

ガス事業者は、災害時におけるガス施設の保安及び災害対策等については、あらかじめ定める保安規定等により行い、被害の拡大防止を図る。

1. 災害時におけるガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

(1) 災害時におけるガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

(2) ガス事業者の応急対策

ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- ア 被害地域への供給停止措置
- イ 危険地域の設定
- ウ ガス器具等の取扱いについて一般住民への広報

(3) 関係機関の応急対策

各関係機関はガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管にかかる次の事項について応急対策を実施する。

- ア 危険地域への立入禁止処置
- イ 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- ウ 被災者の救出及び救護
- エ 現場の状況により、現場付近の火気の使用禁止

(4) ガスの供給再開における処置

ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開にあたる場合は関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第3節 水道施設の応急対策

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁流出等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活の支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。このため、迅速かつ重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1．応急復旧体制の確立

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。

第2．応急対策用員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

第3．応急対策用資機材の確保

町は、災害応急対策活動に必要な資材及び機材を常備する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店から緊急に調達する。

第4．応急措置

1. 災害発生に際しては施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
2. 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し水道の使用を中止するよう住民に周知する。
3. 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
4. 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し洗管消毒の上、機械器具類を整備し洗浄消毒のの

ち給水する。

5. 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的復旧に努める。
6. 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
7. 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

第5. 広報活動

発災後は住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況・復旧の見通し等について、次の事項につき積極的な広報活動を実施する。

1. 水道施設の被害状況及び復旧の見込み
2. 給水拠点の場所及び応急給水見込み
3. 水質についての注意事項

第4節 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニックのおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

第1. 町防災行政無線通信の応急活動

1. 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
2. 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
3. 孤立防止対策用衛生電話など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
4. 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

第2. 応急対策

町は、西日本電信電話株式会社が行う、次の対策に協力する。

【西日本電信電話株式会社】

1. 緊急電話、重要電話の確保
 - (1) 被災地の通信確保を図るために、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
 - (2) 災害発生時は、電話の利用がかなり多くなることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。
2. 特設公衆電話の設置

災害発生時は、避難場所等を中心に無料特設公衆電話を設置する。

3. 情報提供等

(1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。

(2) 発災時、電話回線が混雑しても、「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

4. 公衆電話の停電対策

停電しても、街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。

第5節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める

第1. 道路・橋梁等の応急対策（施設管理者の責務）

1. 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン関係の道路占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

2. 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し交通の確保に努める。特に「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し道路の機能確保に努める。

第2. 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策（施設管理者の責務）

1. 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2. 河川管理施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設との港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3. 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第6節 道路事故応急対策

大規模な道路事故（橋梁崩落等）が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や事故拡大の防御対策等応急措置を講ずる必要がある。町は、関係機関と協力して乗客等の安全確保等の応急措置を行う。

第1．活動体制

1．事故復旧対策本部等の設置

大規模な橋梁崩壊事故等が発生した場合、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、道路管理者は必要に応じて事故復旧対策本部等を設置する。

2．通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整え、町及び各道路管理者は消防・警察等関係機関との連携を密にする。

第2．発生時の初動措置

1．救助・救急

町及び各道路管理者は事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行う。

2．交通規制

町及び各道路関係者は事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

第3．避難誘導

町及び各道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察関係機関と連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第4．復旧活動

町及び各道路管理者は事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第7節 海上災害等応急対策

海上における甚大な災害、貯木場の貯木の流出及び海上への油の流出等が発生し、又は発生するおそれのある場合、町は関係機関と連携を密にして人命救助、消火、流出物等の除去・防除、付近船舶の安全確保、及び沿岸住民の被害防止等の措置をとる。

第1．海上災害応急対策

1．情報の収集及び伝達

漁港等における災害の状況を把握するとともに情報の収集を行い、関係機関に連絡する。

2．救急医療活動

町は、災害による人命の救助・救急を医療機関と連携して行う。

3. 警戒区域の設定及び避難活動

- (1) 危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (2) 災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立ち退きを勧告し、急を要する場合にはこれらの者に対して避難のための立ち退きを指示する。

4. 消防活動

- (1) 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。
- (2) 漁船及び一般船舶の消火活動は、海上保安署と連絡を密にして行う。
- (3) 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める以外の者に対してその区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。

【県】

- (1) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- (2) 応急対策物資の斡旋、調整、輸送協力
- (3) 応援要請その他応急措置
- (4) その他海上保安部の行う応急対策への協力

【瀬戸内町漁業協同組合】

- (1) 自ら防災対策を講ずるとともに作業船等の手配
- (2) 防災資器材の輸送協力

【その他関係機関団体】

自ら防災対策を講ずるとともに他の関係機関からの協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

第2. 海上流出油災害対策

1. 活動体制の確立

町においては、本町及び関係市町村、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関などで災害対策のための必要な組織を確立する。

2. 実施事項

【古仁屋海上保安署】

- ・ 関係機関への情報伝達及び協力要請
- ・ 海難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護輸送
- ・ オイルフェンスの展張等による油等の拡散防止、流出油防止作業、消火作業等の実施指導並びに安全海域への移動等応急処置
- ・ 防災資器材の調整及び海上輸送
- ・ 航行船舶の安全確保（航行制限、禁止、火気使用禁止、停泊の制限、移動命令及び誘導その他の警戒）
- ・ 海難船舶の破壊、油等の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等応急非常措置。

【鹿児島運輸支局】

- ・ 海上輸送の調査及び指導
- ・ 船舶運航業者に対する航海命令
- ・ 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整

【大島支庁】

- ・ 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- ・ 応急対策物資の斡旋、調達、輸送協力
- ・ 応援要請その他応急処置
- ・ その他海上保安署の行う応急対策への協力

【瀬戸内警察署】

- ・ 警察用船舶による流出海岸パトロール、船舶又は陸上からの火気可燃物の投棄等危険行為の警戒取り締まり
- ・ 地域住民の危険防止、又は民生安定のための措置

【瀬戸内町】（消防分署を含む）

- ・ 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- ・ 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- ・ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
- ・ 岸壁係留中の船舶火災の消火活動及び延焼防止
- ・ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- ・ 応急対策物資の斡旋、調達及び輸送協力
- ・ その他海上保安署の行う応急対策への協力

【事故関係企業】

- ・ 海上保安署への事故発生情報連絡
- ・ 海難船乗組員の人命救助等
- ・ 海難船舶の損傷箇所の修理、積荷油を他の油槽又は船舶の移替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動時の応急処置
- ・ オイルフェンスの展張等による油の拡散防止、流出油の回収、油処理剤の散布による油の処理
- ・ 防災資器材の調達及び輸送

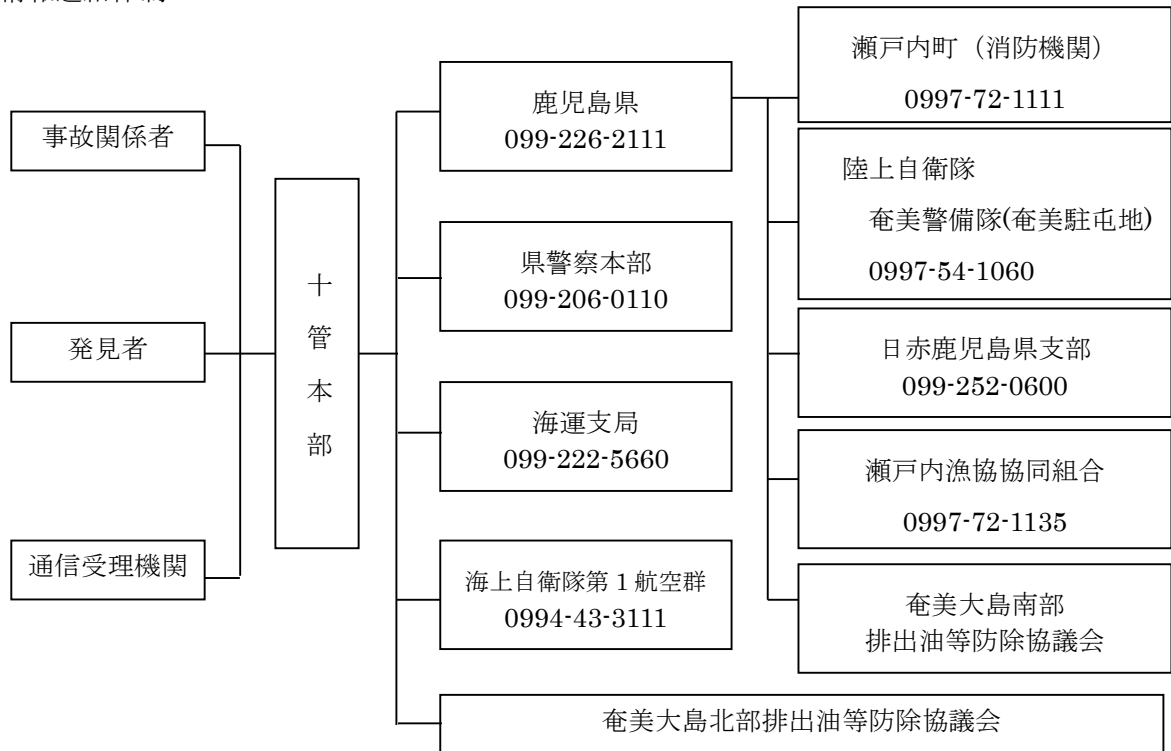
【瀬戸内町漁業協同組合】

- ・ 自ら防災対策を講ずるとともに、作業船等の手配及び油処理の協力
- ・ 防災資器材の輸送協力

【その他関係機関団体】

自ら防災対策を講ずるとともに他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認められた場合は、海上保安署、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

3. 情報連絡体制



4. 住民等への周知

町及び防災関係機関は、災害が発生し沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第8節 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。町は、関係機関と連携を密にして、住家被害及び森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1. 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、近隣の町、関係機関等に通報する。また、町は森林管理署及び県等と相互に情報交換等を行う。

第2. 活動体制

1. 現場指揮本部の設置による応急活動

町は火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、近隣の町等への応援出動要請の準備を行う。

2. 災害対策本部の設置による応急活動（関係各班）

大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

3. 空中消火体制

町は、消防機関等の地上による消火が困難と判断するときは、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

4. 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、概ね次のとおりである。

関係機関	実施事項
瀬戸内町 大島地区消防組合 瀬戸内消防分署	(1) 火災対策の総括的な業務 (2) 避難及び搜索、消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立ち入り制限、火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
海上自衛隊 奄美基地分遣隊	(1) 災害情報等情報の収集、通報 (2) 救難及び搜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資器材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況のとりまとめ
鹿児島県警察本部	本章「災害警備体制」による
県医師会	負傷者の収容並びに手当

第3. 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

1. 町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施しライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
2. 町、県及び国は、林野火災により荒廃した地域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第9節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1．農産物対策

1．事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して、実施の指導に当たる。

2．気象災害対策

気象災害対策については、県農政部各課と農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

(1) さとうきび対策

ア 応急処置

① 風害

- ・ 速効性肥料を追肥する。

② 水害

- ・ 夏植え新植で苗が埋没した場合は、速やかに排土する。
- ・ ほ湯の配水を図る。

③ 干害

- ・ かんがい施設のあるところでは、適宜かん水する。

イ 事後措置

① 風害

- ・ 倒伏したものは、土寄せを行う。
- ・ 良く伸びているものは数本結束する。
- ・ 折損したものは、根際より刈取り、夏植え用の苗に利用する。

② 水害

- ・ 中耕、土寄せをする。
- ・ 苗が流出したところは、早急に補植する。

③ 干害

- ・ 降雨をまって、速効性肥料を追肥する。
- ・ 害虫（ワタアブラムシ）の発生が多いので防除を徹底する。

(2) 野菜対策

ア 応急措置

① 風害

- ・ 施設ハウスは、杭の補強とハウスバンドの締め直しを行い、ビニールの破れた箇所を補修し、ハウス全体をしっかりと固定する。
30m/s以上の強風の場合は、ビニールをはぎとり、防風ネット等でベタ掛けを行い保護に努める。

- ・ さといもは葉の一部を切る
- ・ 草丈の低い作物は土寄せをする。
- ・ 可能な限り防風ネットで被覆する。

② 水害

- ・ 早急に配水する。
- ・ 滞水、かん水した場合は泥を洗い落とす。
- ・ 薬剤散布、土壌かん注を行う。
- ・ 収穫見込みのあるものは収穫する。
- ・ 回復の可能性があれば適果するなど株の負担を減ずる。

イ 事後措置

① 風害

- ・ 薬剤散布を行う。
- ・ 泥のついたものは水洗いする。
- ・ 倒れた作物は原型に復帰する。
- ・ 収穫直前のものは若どりする。
- ・ 欠株は補植する。
- ・ 速効性肥料を追肥する。
- ・ 被害が大きいときは代替作物を種する。
- ・ 再生可能な作物は被害葉の摘除を行う。果実は摘果する。
- ・ 摘心状態になれば整枝、誘引して主枝更新を行う。

② 水害

- ・ 速効性肥料を追肥する。(葉面散布)
- ・ 土寄せ、中耕
- ・ 薬剤散布、土壌かん注を行う。
- ・ 回復の見込みがなければ、まき直しをする。
- ・ まき直し、後作では土壌消毒を行う。

(3) 果樹対策

ア 応急措置

① 風害

- ・ 倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて誘引、結束する。
- ・ 枝が折れたり、裂けた場合は切り返して、切り口に「保護剤」を塗る。
- ・ 主要病害の予防散布を行う。
- ・ 潮風が上がったら6時間以内に2,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{ヘクタール}}$ /10 a 以上の水で洗う。

② 水害

- ・ 極力排水を図る。
- ・ 倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。
- ・ 主要病害の予防散布を行う。

③ 干害

- ・ かん水を行うが、全面散水は効果が劣るので、樹冠下を重点に数カ所スポットかん水を行う。
- ・ 結果過多の樹は摘果を早めにする。
- ・ 草生園は草刈、敷草を徹底し、水消費を防止する。

イ 事後措置

① 風害

- ・ 落葉した成樹では、日焼け防止対策を行う。
- ・ 潮風で落葉した場合、枝は除去せずに萌芽を待つ。

- ・ 落葉後に発生した夏秋梢は、アブラムシ、ハムグリガや、かいよう病の防除を徹底する。
- ・ 冬季は寒害を受けやすいので、コモ等で防寒を行う。

② 水害

- ・ 土壌流出で根が露出した樹は、乾燥しないように客土か覆土を行う。また、流入土砂の除去を行う。
- ・ 土砂で埋まった集排水溝は整備を急ぎ、次の災害に備える。
- ・ 枝幹病害のり病が予想されるので、防除を急ぐ。

(4) 花き、花木対策

ア 応急措置

① 風害

- ・ 花木類は枝条の結束をとく。
- ・ 倒伏したものは土寄せや起こして直す。
- ・ 種子のまき直し、又は代作種子の手配をする。
- ・ 花木類で折損部位の多い株は切直し、施肥する。
- ・ 薬剤散布の徹底

② 水害

- ・ 早急に排水を行う。
- ・ 土が洗い流され、根が露出したものは土寄せを行う。
- ・ 病虫害防止のため、薬剤散布を行う。
- ・ 種子の早期まき直し、又は代作種子の手配を行う。
- ・ 球根類の腐敗したものは、直ちに取り除く。

③ 干害

- ・ かん水施設のあるところではかん水をする。
- ・ 土壌表面を軽く中耕する。
- ・ わら、ビニール等でマルチを行う。
- ・ 病虫害防除を徹底する。

イ 事後措置

① 風害

- ・ 欠株が生じた場合、補植苗を植える。
- ・ 代作苗の植付けや種子のまき直しをする。

② 水害

- ・ 排水溝を整備し、特に畦間の排水に努める。
- ・ 中耕、土寄せ、追肥をする。
- ・ 根腐れや球根の腐敗したものは、直ちに除去して代作種子をは種する。

③ 干害

- ・ かん水施設を整備する。

3. 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県との緊密な連携のもとに、町技術員連絡協議会が行う。

(2) 農薬の確保

町は、病虫害の異常発生に備えて、県の備蓄農薬の活用を図る。

(3) 防除器具の利用

町、団体及び集落防除班は、保有する既設防除機具について県の指導を受け、それらを有効かつ適切に使用する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上ヘリコプター等による防除も実施する。

第2. 林水産物等対策

1. 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導に当たる。

2. 対象作物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、つぎのとおりである。

(1) 造林木対策

ア 干害

干害対策としては、干ばつ時の下刈り作業を避け、造林部の水分の蒸発を抑制する。

イ 風害

- ・ 日頃から防風林帯を作り、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。
- ・ 台風等の林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地については倒伏整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- ・ II級以下の幼稚木の根ゆるみ及び等伏木等は、回復の見込があるものについては早い機会に倒木を起こし等を実施回復に努める。

ウ 潮害

潮害被災林については被害の程度を考慮し、元玉より柱材1本の利用が不可能な林分については耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

(2) 水産物対策

水産業は、自然災害によって生産に大きな影響を受ける。

食料を安定して効率的に供給するために、自然条件の変化に対応できる技術を確立し、指導に当たることは農林水産行政の責務である。

(3) 水産物災害技術対策

ア 沖合遠洋漁業

- ・ 気象海流の変化を出漁中の各漁船に周知させるため、気象海流情報を速やかに漁協に通知する。
- ・ 漁協は無線により出漁中の漁船に連絡する。
- ・ 海難事故が発生した場合、海上保安部に連絡し救助を依頼する。

イ 沿岸漁業及び増養殖業

- ・ 気象の変化を漁協に連絡し、漁協が組合員に周知する。

(4) 魚類養殖対策

ア いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

イ 養殖魚類対策

台風等の際の、養殖魚については、餌止めを行うなどの過度なストレス負荷をを与えないように適正な養魚管理を指導する。

第3. 家畜管理対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

【県】

(1) 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、災害発生と同時に必要な家畜防疫員が動員できるような各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

ア 防疫体制

家畜保健 衛生所長	衛 生 課 (衛生課長)	① 被害状況の調査に関すること。 ② 家畜衛生車の配車に関すること。 ③ 被災家畜の衛生管理に関すること
	防 疫 課 (防疫課長)	① 防疫業務に関すること。 ② 家畜防疫員に関すること。 ③ 防疫器具薬品の調達に関すること。

(2) 畜舎の消毒

家畜伝染病に備え、庁舎の消毒を次のように実施する。

ア 事業実施主体

家畜保健衛生所

イ 実施の方法

町は、家畜防疫車を災害地に派遣する県と協力して消毒を実施する。

ウ 家畜防疫車常設場所

鹿児島県中央家畜保健衛生所

エ 消毒薬品

消毒薬は、とりあえず家畜保健衛生所に保管するものを利用し、不足分については県家畜課の交付を受ける。

(3) 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し、必要量を確保する。

鹿児島県経済農業協同組合連合会（鹿児島市鴨池新町15番地）

鹿児島県 経済農協連 末端農協 被災者

(4) 緊急電力の確保

次の機関への送電は、栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急があるので、九州電力と緊密な連携を保ち確保を図る。

- ・ 畜産試験場
- ・ 予防液医薬品保管施設
- ・ ふ卵施設
- ・ 牛乳乳製品工場

(5) 家畜管理の指導

家畜保健衛生車において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて試験場、農林事務所から係員を派遣して指導に当たる。